

「第4波」非常事態対策

令和3年4月23日決定、同6月4日改訂
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和3年6月20日（日）まで

対策1 「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避、体調の管理）の徹底継続』を。

変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

- ・ マスク着用の徹底を！
- ・ 頻繁・丁寧な手洗い、手指の消毒を！
- ・ 人との距離（できるだけ2メートル、最低でも1メートル）確保を！
- ・ 三密（密閉・密集・密接）はもちろん、一密でも徹底的な回避を！
- ・ 発熱等体調不良の方の全ての行動（出勤、通学）ストップと周り方の健康状態の迅速な確認について、職場、学校、家族で徹底を！

これらのいずれかが守られていない場合に感染し、そして感染が拡大していきます。

ワクチンを接種した方においても、発症予防効果は高いものの100%ではないため決して油断せずに、上記の基本的な感染防止対策の徹底を！

（1）県民の皆様へ

① 外出移動の自粛（特に若者）

- ・ 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛 **特措法第24条第9項**
- ・ 「県をまたぐ不要不急の移動」も控える。特に、愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛。

② 飲食対策

- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に依っていない飲食店等の利用自粛 **特措法第24条第9項** **特措法第31条の6第2項**
- ・ 飲食は、自宅を含めて、大人数を避けて短時間で。深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を

- ・ 路上・公園などにおける集団での飲酒等の感染リスクが高い行動の禁止、バーベキューの自粛（河川敷等への進入路を閉鎖）**特措法第24条第9項**

(2) 飲食店をはじめ、全ての事業者において感染防止対策を徹底

① 飲食店等に対する営業時間の短縮要請

6月1日(火)から6月20日(日)まで **法第31条の6第1項(措置区域)、法第24条第9項**

| | |
|-------|--|
| 対象業種 | 飲食店 ^{※1} 及び遊興施設等 ^{※2} (宅配、テイクアウトを除く) (結婚式場は飲食店と同様の扱い) ※1 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店 等 ※2 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 |
| 対象エリア | (1) 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町、高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町、八百津町(6月5日から)【措置区域】 (2) 海津市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、美濃市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町(6月4日まで)、白川町、東白川村、飛騨市、白川村 |
| 要請内容 | 営業時間の短縮 5時から20時まで。 ・(1) 終日、酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持ち込みを含む) ・(2) 酒類の提供は11時から19時まで ・カラオケ設備の利用自粛 |
| 協力金 | ・全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。 ・一日あたり以下の金額とする。 (1) 1店舗あたり中小企業：3万円～10万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円。中小企業も選択可) (2) 1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額。中小企業も選択可) ※八百津町は、酒類の提供を行わないことについて、6日ないし7日からの対応も可能 |

② 措置区域内全ての飲食店等に対し、酒類の提供(酒類の店内持ち込み含む)を行わないよう要請。**特措法第31条の6第1項**

措置区域内の飲食店営業許可を持つ旅館、ホテル等に対し、宿泊客への酒類の提供(酒類の持ち込み含む)を行わないことを要請。**特措法第24条第9項**

③ カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、利用自粛を要請

- ・ 措置区域内の飲食を主とする業としている店舗 **特措法第31条の6第1項**
- ・ その他カラオケ設備を有する店舗 **特措法第24条第9項**

④ 行政による飲食店の見回り調査を強化し、上記①の要請に応じない措置区域の店舗に対しては **特措法に基づく命令、過料の手続きがありうることを前提に再要請**

対象店舗：県内全ての飲食店(約1万7千店舗)

実施主体：市町村と連携して実施

実施内容：要請対象の店舗の見回り調査

- ⑤ 飲食店における感染防止対策強化のため、アクリル板の設置など感染対策の徹底を要請するとともに、市町村と連携して見回り調査を実施することに加え、テーブルに設置するアクリル板購入等に対する「飛沫感染防止対策補助金」を創設

※5月31日（月）より受付開始

- ⑥ その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼

- ・ 6月1日（火）から6月20日（日）まで。
- 対象エリア：措置区域（上記①の（1））

| 施設の種類 | 施設例 | 要請内容 |
|-----------------------------|--|--|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 m²超 【法第24条第9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・ 1,000 m²以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ ・ 人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以下 |
| 集会場等 | 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等 | |
| ホテル等 (集会の用に供する部分に限る) | ホテル、旅館 | |
| 運動施設 | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バレーボール練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等 | |
| 遊技場 | テーマパーク、遊園地、マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 m²超 【法第24条第9項】 20時までの営業時間短縮要請 ・ 1,000 m²以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等 | |
| 物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く) | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等 | |
| サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く) | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等 | |

- ⑦ 電車やバスなどの交通事業者に対して、乗車時のマスク着用の徹底を依頼

- ⑧ 全ての事業者、事業所において、以下の感染防止対策を徹底

- ・ 業種別ガイドラインの遵守の要請 特措法第24条第9項
特に、「密集を避けるための施設の入場者の整理」「入場する者に対するマスクの着用の徹底」「感染防止対策をしない者の入場の禁止」「飛沫感染防止対策の徹底又は利用者の適切な距離確保」等の特措法施行令第5条の5に規定される措置を実施
- ・ 各職場においては、出勤者7割、20時以降の勤務を抑制するなど具体的な対策を改めて徹底

- ・ 接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務をさらに徹底。企業ごとに在宅勤務等の実施状況をホームページ上で積極的に公表
 ※経済団体に対し、加盟企業に上記の内容を積極的に働きかけるよう要請 **特措法第24条第9項**
- ・ 「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）による各職場や店舗等における**業種別ガイドラインの再チェック**を実施
- ・ 店舗、集客施設、イベント等における「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用
- ・ 行政による見回り調査を実施し、直接的に飲食店に対応を要請
- ・ 職場における「ぎふコロナガード」を活用した感染症防止対策の徹底
 ※特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分注意
- ・ 東京オリパラ「海外代表チーム事前合宿」の受入れ自治体は、選手や関係者に対する「受入れマニュアル」を作成し、感染防止対策を徹底

(3) イベント等の開催制限 **6月1日から6月20日まで**

- ① イベント等の催事については、主催者に対して以下のとおり要請 **特措法第24条第9項**
 - ・ 収容率について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
 - ・ 参加人数について、5,000人を上限
- ② 県、市町村、指定管理者主催の6月20日までのイベントについて、原則として中止又は延期
- ③ 商業施設
 - ・ 大規模小売店・商業施設における催物、バーゲンセールなどにおいては、人数制限を行うなど、**感染防止対策を徹底**。また、イベントを自粛
- ④ スポーツ大会
 - ・ 参加者は選手、役員及びチーム関係者のみとし、**原則無観客で実施**
 - ・ **プロリーグ戦**（Jリーグ、Bリーグ）については、国、県及び各リーグが定める人数制限、**感染対策を行ったうえで開催**
- ⑤ 県有施設
 - ・ 開館時間は20時までとする
 - ・ なお、岐阜市内の施設は、「岐阜市緊急事態宣言」連携対策として、原則休館・利用停止とし、既予約分については、中止等を要請、利用される場合に当たっては、**感染防止対策を徹底するよう要請**

(4) 外国人県民向けの感染拡大防止対策の徹底【対策6(2)参照】

① 予防的検査の対象を拡大

4月下旬から、教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所において、国のモニタリング検査を活用した予防的検査の積極的な実施

- ・ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市を中心に事業を展開
- ・ 教会、日本語教室については、これまで延べ12カ所、320人の外国人県民に検査を実施
- ・ 事業所については、まず、「外国人県民100人以上を雇用する事業所」を中心に受検を呼びかけることとし、西濃・可茂地域の派遣事業所や県内全域の機械製造等の事業所25カ所のうち断られた企業等を除く16カ所と交渉中

② 外国人県民が多い集住市連絡会議を開催するとともに、県と市町村による「外国人県民感染対策チーム」を組織

【チームの役割】

- i 外国人雇用企業や労働者派遣事業者等を直接訪問
- ii 就労者への注意喚起及び積極的な予防的検査受検を依頼

③ 県が集住市の周辺市町（クラスター発生の市町等）に直接訪問し、感染防止対策の徹底と具体的な手法を助言

④ 教会等における岐阜県感染警戒QRシステムの活用を推進

⑤ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域はもとより、県をまたぐ不要不急の移動や、友人同士、親戚同士の大量での会食、バーベキュー等のイベントの自粛を改めて丁寧に注意喚起

(5) 広報

- ・ 県広報番組枠（テレビ・ラジオ）を再編成し、コロナの啓発番組に特化
- ・ 上記映像コンテンツ等を関係機関と連携し、様々な施設、機会に活用
- ・ SNSによるきめ細かな情報提供（感染状況、県の対策、啓発情報等）
「岐阜県公式・コロナNEWS」@gifucovidnews

対策２ 医療・福祉対策

(1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施等

① 福祉入所施設での予防的検査の対象拡大

- ・ 4月より高齢者・障がい者入所施設(約1200施設、従事者約2.9万人)を対象に予防的検査を実施

【実績(5月27日現在)】

延べ722施設、21,469人検査実施(うち陽性5件)

- ・ 未だ申し込みのない施設に対して検査実施を要請 特措法第24条第9項

② 予防的検査の対象拡大【再掲】

教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所において、国のモニタリング検査を活用し、定期的かつ積極的な検査を実施

- ・ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市を中心に事業を展開
- ・ 教会、日本語教室については、これまで延べ12カ所、320人の外国人県民に検査を実施
- ・ 事業所については、まず、「外国人県民100人以上を雇用する事業所」を中心に受検を呼びかけることとし、西濃・可茂地域の派遣事業所や県内全域の機械製造等の事業所25カ所のうち断られた企業等を除く16カ所と交渉中

③ 国と連携したモニタリング検査の実施(国・県事業)

- ・ 国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施

【本県の状況】

i 「スポット配布型」

- ・ 県有施設、鉄道主要駅、ショッピングモール等、人出の多い場所で実施

ii 「団体検査型」

- ・ 運動部の活発な学校、外国人県民の参加する日本語学校、企業等で実施

【実績(5月27日現在)】

- ・ 12,449件実施(うち陽性疑い8例)

(2) 機動的検査の実施

- ・ 歓楽街等で陽性者が出た場合、周辺と同業態店舗に対し予防的PCR検査を「機動的検査」として実施

(3) 検査能力の充実

- ・ 「cobas8800 (全自動遺伝子検査装置)」を県保健環境研究所において5月18日より稼働開始
- ・ 稼働後の合計検査体制 12,950件/日→13,730件/日
- ・ 国において新たな変異株が確認された場合には、その株に応じたスクリーニング検査体制を速やかに構築
- ・ インド株など新たな変異株に対する独自解析を実施するための「次世代シーケンサー (分析機器)」を6月中に導入

(4) 福祉施設における感染防止対策の強化

- ・ 高齢者施設等で感染が発生した場合における専門家の派遣、検査等による感染制御の徹底
- ・ オンライン面会の活用など、面会に関する感染防止対策の徹底を要請
- ・ 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策の再強化を要請
- ・ 施設及び職員の感染拡大防止対策の再徹底に向けた研修会の実施

(5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化

第3波における一日当たり最大感染者数の2倍程度を基礎とする「病床・宿泊療養施設確保計画」上の必要数(1,500床)は確保済み。「自宅療養者ゼロ」維持に向けて、さらなる確保を目指す。

- ① 病床・宿泊療養施設の拡充(1,824床→最終的には2,000床程度)
 - i 病床(現在781床→783床)
 - ・ 各医療機関に確保済の病床を最大限に活用(圏域を越えた受け入れ促進)
 - ii 宿泊療養施設(現在1,043床)
 - ・ 今後の感染状況を踏まえて、新たな宿泊療養施設の確保を検討
- ② 後方支援病床の確保、運用(110床→115床へ増床済)
 - ・ 退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進
- ③ 救急医療機関等の院内感染防止対策
 - ・ 救急・周産期・小児医療機関に対し、簡易陰圧装置等院内感染防止対策に必要となる設備整備に対し助成

対策3 ワクチン接種の円滑な推進

(1) 7月末までの高齢者向けワクチン接種

- ・ 県内全市町村において、7月末までの接種完了を目途に、65歳以上高齢者に係るワクチン接種を開始済み

- ・ 1回目接種の実施率は、14.2%（5月27日現在）
- ・ 接種を希望する高齢者（総数の86.9%）の57.7%が、1回目接種を予約済み（5月25日現在）

県としても、市町村の状況に応じてきめ細かく支援

【具体的な支援内容】

- 新型コロナワクチン接種加速化支援事業費補助金
 - ① 時間外・休日の「ワクチン接種会場」に、自院を市町村主催の集団接種会場として提供した病院への協力金
対象：主に病院
単価：20万円/日（県：10万円・市町村10万円）
 - ② 時間外・休日に自院で個別接種を実施する医療機関への協力金
対象：主に診療所
単価：+2,000円/接種1回（県：1,000円/回・市町村：1,000円/回）

(2) 余剰ワクチンの活用

- ・ 余剰ワクチン対策の活用方法について、5月24日に通知を发出

(3) 大規模接種会場の設置

- ・ ①高齢者接種の加速、②特に都市部の市町村のバックアップ、③一般接種の円滑な実施に向けての前倒し接種等の観点から、まずは岐阜圏域において県の大規模接種会場を6月中旬から稼働

会場：岐阜産業会館
開始日：6月12日（土）より（6月上旬より予約開始）
接種数：最大4,000人/週

- ※ 西濃圏域においては、ソフトピアジャパンを念頭に調整
- ※ 他圏域については、引き続き検討

(4) 高齢者接種以降の接種（基礎疾患を有する者等、一般接種）に向けての準備加速

(論点)

- ・ 国の優先接種対象（①基礎疾患を有する者、②高齢者施設等の従事者、③60歳～64歳の者）を確実に接種
- ・ その上で、教員、保育士など、公衆衛生の観点から、職種の類型としての優先順位の検討
- ・ 年齢に応じた段階的予約受付の方法の検討
- ・ 職域接種（職場での接種）の幅広い実施に向けた経済団体等との調整
- ・ 外国人接種対策
- ・ 県の大規模接種会場の役割 など

対策4 学校運営における対応強化 (小・中・高・大 共通)

(1) 各学校での感染防止の一層の徹底

- ・ コロナガードによる実施状況の確認・対策を徹底
- ・ 「健康チェックカード」での健康確認・基本的感染防止対策を徹底
- ・ マスクを外す機会を極力少なく・外す場合の会話自粛を徹底
- ・ 休日の健康確認・体調不良時の自宅待機や学校への報告を徹底
- ・ 本人及び同居家族等が「発熱等の症状がある場合」「濃厚接触者になった場合」「PCR検査受検の場合」は、本人は原則自宅待機
- ・ 基本的な感染防止対策について、児童生徒を通じて各家庭への普及啓発を徹底

(2) 感染リスクの高い活動の回避

- ・ 教科等活動における感染リスクの高い活動を一時的に停止
(例) 長時間・近距離での対面でのグループワーク、近距離で大声で話す活動、室内・近距離での合唱及び管楽器演奏、近距離での調理実習 等
- ・ 体育の授業における配慮事項（呼気が激しくなる運動回避、運動をしない時のマスク着用等）を徹底
- ・ 飲食時の留意事項（手指消毒、飲食時の会話厳禁等）を徹底

(3) 日常生活での感染防止対策の徹底

- ・ 県内外問わず、不要不急の外出自粛を徹底
- ・ カラオケや同居家族以外の会食等の回避を徹底
- ・ 心配な症状がある場合の医療機関受診を徹底

(4) 寮・寄宿舎での感染防止の徹底

- ・ 原則、一人一室、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底
- ・ 居室利用者以外の入室禁止を徹底
- ・ 共有スペース（食堂や浴室等）における感染防止対策を徹底

(5) 部活動の制限

① 活動前後

- ・ コロナガードによる実施状況の確認・対策を徹底
- ・ 活動開始前の健康状態の確認徹底（健康チェックカード）
- ・ 活動前後のマスク着用・飲食時の対応徹底 等

② 練習内容

- ・ 感染リスクの高い行動の回避
- ・ 軽度な運動やミーティング時のマスク着用を徹底

③ 練習時間

- ・ 平日は4日、1日あたり2時間以内
- ・ 土日は次につながる大会等がある場合のみ可
(いずれか1日のみ、3時間以内)

④ 練習試合等

- ・ 県内外の他校との練習試合・合宿等を原則中止（真に必要な場合は、県等に協議）

⑤ 公式戦

- ・ 主催者の感染防止対策を遵守

(6) 課外活動の制限

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 修学旅行・校外学習・遠足・就業体験等は、原則中止または延期
- ・ 学外での学生の行動について、社会の一員たる自覚を持って県の対策に則って行動するよう、あらゆる媒体を活用して周知徹底

(7) 遠隔授業等の推進

- ・ 学校教育活動の継続
- ・ 必要に応じて、臨時休業（学校単位、学年・学級単位）等におけるオンライン授業を実施
- ・ 学校ごとに時差登校を検討・実施

対策5 経済支援対策

(1) 時短等の要請により、特に大きな影響を受ける事業者等に対し、国の月次支援金に先駆け、一時支援金を支給

【対象事業者】

○協力金の対象とならないが、県の要請に応じている以下の事業者

- ・ 終日、酒類の提供をとりやめた飲食店等の事業者（重点措置を講じるべき区域）
- ・ カラオケの利用自粛を行った店舗の事業者（県内全域）

※6月1日（火）より申請受付開始

○酒類納入事業者（県内の酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している、県内の事業者）

※6月1日（火）より申請受付開始（予定）

○タクシー事業者、自動車運転代行事業者

※5月26日（水）より申請受付開始

【支援金額】

1事業者あたり、一律10万円

(2) 感染拡大により深刻な影響を受けている県内宿泊事業者に対し、国の月次支援金（上限：法人20万円、個人10万円）に先駆け、一時支援金を支給

【対象事業者】

○旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている県内事業者

※5月27日（木）より申請受付開始

【支援金額】

- ① 小規模（定員 50人以下）： 40万円
- ② 中規模（定員200人以下）： 120万円
- ③ 大規模（定員200人超）： 200万円

(3) 感染拡大の影響による休業や失業等により一時的又は継続的に収入減少があった世帯に対し、生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）を貸し付け

【貸付実績額】

単位：千円

| 資金種別 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度（～5/24） |
|--------|--------|-----------|--------------|
| 緊急小口資金 | 29,371 | 2,469,541 | 214,705 |
| 総合支援資金 | 2,568 | 3,258,544 | 932,747 |

【貸付原資額】

単位：千円

| | |
|----------------------|--------------|
| 令和2年3月補正～令和3年3月補正予算額 | 令和3年6月補正（予定） |
| 9,967,780 | 2,280,000 |

対策6 県・市連携対策

まん延防止等重点措置区域となって以降、岐阜市の感染者が県全体の約3割を占め、岐阜圏域の病床使用率も8割を超えていることを受け、岐阜市と連携し、「岐阜市緊急事態対策」を推進。

美濃加茂市と可児市は感染者の半数を外国人県民が占め、外国人コミュニティの場を通じたクラスターが多く発生していることを受け、両市と連携し、「外国人県民感染防止強化対策」を推進。

(1) 岐阜市緊急事態宣言【岐阜市・岐阜県連携対策】(5/24～)

① 市民への危機意識の醸成

- ・ 「岐阜市緊急事態宣言」の発出 市
- ・ 新市庁舎における「厳重警戒」ライトアップによる警戒呼びかけ 市
- ・ 施設の休館による人流の抑制
 - 市施設（ぎふメディアコスモス、岐阜城、歴史博物館等） 市
 - 県施設（美術館、図書館、ぎふ木遊館等） 県
- ※施設は、原則休館、利用停止とし、既に予約されている分については、中止等を要請することとし、利用される場合に当たっては、感染防止対策を徹底するよう要請。
- ・ 市が実施するイベント、講座の原則中止または延期 市
- ・ 岐阜市内における県関係イベント、講座の原則中止または延期 県

② 愛知県との往来対策

- ・ 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛を徹底 県・市
- ・ 県都の玄関であるJR岐阜駅、名鉄岐阜駅において以下の取組みを展開
 - JR岐阜駅前歩行者用デッキやハートフルスクエアGにおける感染防止キャンペーンを集中的に展開 市
 - モニタリング検査（PCR検査）の集中実施 県
 - 交通事業者（JR東海・名鉄）に対し乗車時マスク着用の徹底依頼 県

③ 「飲食」、「職場」、「家庭」対策

- ・ 学校を通じた各家庭における基本的な感染防止対策の徹底 市
- ・ 商工会議所等を通じた職場での感染防止対策徹底を依頼 市
- ・ 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への再度の働きかけ 県・市

④ 高齢者施設対策

- ・ 予防的検査及びワクチン接種未実施の施設に対して、実施を強力的に働きかけ 県・市

- ・ 私生活を含めた感染防止対策徹底に向け、施設職員に対し感染症対策専門家による研修を実施 市
- ・ 高齢者施設の職員、家族、利用者の健康チェックの徹底を働きかけ 市

(2) 「外国人県民」感染防止強化対策【美濃加茂市・可児市・岐阜県連携対策】(5/24～)

① 事業者に向けた対策

- ・ 広域の感染拡大の一因となっている派遣企業を重点に、外国人雇用企業への直接訪問、感染防止対策徹底要請の集中的実施 県・両市
- ・ 日本語教室、教会などに赴き、外国人県民に対するモニタリング検査を積極的に実施 県・両市
- ・ 送迎バス乗車時における検温チェックの徹底を要請 両市
- ・ 感染拡大の一因となっている派遣労働者送迎バス等の感染防止対策にかかる補助制度（協調補助）の創設 県・両市
- ・ 上記の取組みに加え、感染状況や具体例を共有し、対策につなげる派遣事業者を対象とした感染対策会議の開催 県・両市
- ・ 商工会議所等を通じた職場での感染防止対策の徹底の依頼 両市

② 外国人コミュニティ・家族に向けた対策

ア コミュニティ・たまり場での集中PR

- ・ 教会等外国人コミュニティの拠点・たまり場、多くの外国人が利用する量販店、レストランの協力の上、外国語の啓発キャンペーンの実施 両市
 ※特にバーベキューや大人数での会食等の禁止、発熱等体調不良時の全ての行動をストップする、といった基本的行動の徹底。
- ・ 地域、自治会などでの外国人県民へのマスク着用声かけ運動を展開
 ※「Wear Mask」運動、「Usando Uma Mascara」運動 両市
- ・ コミュニティ、たまり場の見回り、感染防止対策の声かけ 両市

イ 新たなコミュニティの把握

- ・ 未把握の教会においてクラスターが発生したことから、行政窓口へ来た外国人県民への聴き取り等を通じたコミュニティの更なる把握 両市

ウ 外国人県民全家庭の直接的働きかけ

- ・ 外国人世帯への啓発チラシの郵送配布の頻回実施 両市
- ・ 学校を通じ、児童生徒から各家庭への基本的な感染防止対策のPR 両市

③ 美濃加茂市、可児市周辺市町への広域展開

- ・ 周辺市町との連携を促進する「外国人県民感染対策連絡会議」を新たに設置し、情報共有と対策を広域で実施 県・両市・周辺市町

<周辺市町（予定）> 多治見市、関市、各務原市、土岐市、山県市、加茂郡（坂祝町等7町）、可児郡（御嵩町）

児童・生徒のご家族の皆様へ

本県の新型コロナウイルスの感染状況は、重症者の増加や病床のひっ迫など厳しい状況が続いており、「まん延防止等重点措置」が6月20日まで延長されることとなりました。

こうした中で、子供たちにも多くの感染が発生しています。その感染ルートの約7割はご家族からです。感染症から子供たちを守り、修学旅行や部活動等を含め、子供たちのかけがえのない学びを奪わないためにも、ご家族の皆様の協力が欠かせません。

皆様ご自身のためにも、子供たちのためにも、ご家族皆様に感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

☆ 具体的には・・・

- ✓ マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底をお願いします。
- ✓ 毎日の健康チェックの継続をお願いします。体調不良時は家から出ないで、速やかに受診を検討してください。
- ✓ 屋外でのBBQ、あるいは家の中でも、同居のご家族以外との食事は控えるようお願いします。
- ✓ ワクチンを接種した祖父母の方などにおかれても、油断することなく、感染防止対策の継続をお願いします。

令和3年5月31日
岐阜県教育委員会

6月10日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年6月11日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、群馬県、石川県及び熊本県の3県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「まん延防止等重点措置」が、6月13日をもって終了することとなりました。これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、文部科学省では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言

等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせしたとおり、高等学校、特別支援学校等について、抗原簡易キットの可能な限り早い配付を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施するため、関係府省と連携しながら検査の実施体制等について検討を進めており、今後、具体的な対応について決まり次第お知らせしますので、申し添えます。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、各地で変異株の感染者割合が上昇し、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、このところ学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例も出ており、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に

御配意いただきたいこと。

- ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver. 6）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

2. 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところ。

こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行って

いない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030610.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

② (略) 政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。このため、学校及び職場等における検査の実施体制及び促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連する事項について早急に具体化を図る。(略)

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が

登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

<感染リスクの高い活動等の制限等>

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないととも、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

<部活動に付随する場面での対策の徹底>

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

<学校全体としての取組>

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

令和 3 年 6 月 8 日

今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針について

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

現在実施している優先接種（医療従事者、65歳以上高齢者等）後の一般県民に対するワクチン接種について、その対象者総数は117万人程度と見込まれる（別紙1）。

1. 一般県民に対する接種券の送付

- 6月2日付け厚生労働省事務連絡に基づき、接種券は一般接種の対象者全体に対して発送し、標準的には6月中旬を目途に、広く住民へ送付ができるよう、各自治体で準備を進める。
- ただし、混乱回避の観点から、発送方法、予約受付方法については、柔軟に対処することを妨げない。

2. 一般県民に対する接種に係る順序

(1) 基本的な考え方

- 「基礎疾患を有する者」及び「社会福祉施設等の従事者」（以下、「基礎疾患を有する者等」という。）を優先する。
なお、先行する高齢者向け優先接種と並行して接種を実施することを妨げない。

※「基礎疾患を有する者」は、別紙2のとおり
※「社会福祉施設等」とは、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法で規定する施設に加え、障害者総合支援法、生活保護法、その他社会福祉法等で規定する障害者支援施設、保護施設等や居宅・訪問系サービス事業所

- それ以外の者への接種（以下「一般接種」という。）については、基礎疾患を有する者等への接種の進捗を勘案しつつ、接種を開始する。
その際、予防接種法上実施主体となる市町村における集団接種及び個別接種のほか、県の大規模接種会場での接種、企業・大学等における職域接種についても併せて活用することができる。

(2) 基礎疾患を有する者等への接種

- 市町村は、高齢者向け優先接種に係る予約状況、1回目の接種完了見込みなどを踏まえ、ワクチン接種の空白期間が生じないように、基礎疾患を有する者等への接種を開始する。
- 高齢者向け優先接種分として各市町村に配分されたワクチンの未使用分（希望するすべての高齢者等への接種を実施し、なお残存すると見込まれるワクチン）については、基礎疾患を有する者等への接種に使用する。
- 接種券は、標準的には6月中旬を目途に、一斉に発送されることが望ましいが、基礎疾患を有する者等への対象者に対し優先的に発送することも妨げない。

(基礎疾患を有する者の接種)

- 原則、かかりつけ医による個別接種により実施することとする。
なお、集団接種のみ実施する市町村においては、集団接種により実施する。

(社会福祉施設等従事者)

- 市町村における集団接種又は個別接種で実施することとする。

(使用するワクチン)

- 原則として、ファイザー社製のワクチンを使用する。

(3) 一般接種

① 市町村における集団接種及び個別接種

- 予防接種法上の実施主体は市町村であり、一般接種においても市町村における集団接種及び個別接種が柱となる。
- その際、以下のような者を優先的な接種の対象者として考えられる。
 - ・ 医療従事者のうち未接種の者
 - ・ 教職員（県立学校以外）
 - ・ 幼稚園教諭、保育士等（幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設、乳児院など）
 - ・ 消防職員、消防団員
 - ・ 市町村職員
 - ・ 外国人県民
 - ・ その他、人との接触が多い職業など、感染拡大防止の観点から必要と認める者 など
- 特に、外国人県民が集住する自治体においては、集団接種の実施に当たり、外国人への問診スキルのある医療従事者、通訳等を配備した「外国人県民枠」を設けることが適切と考えられる。「外国人県民枠」の活用に当たっては、外国人雇用企業、教会、コミュニティ等を通じて積極的な周知を推進すること。

(使用するワクチン)

- 原則として、ファイザー社製のワクチンを使用する。

② 大規模接種

(県が設置する大規模接種会場)

- 大規模接種は、複数市町村にまたがる広域的な観点からの接種促進のほか、県内のワクチン接種を加速させるため、以下を接種対象者とすることが考えられる。
 - ・ 医療従事者、社会福祉施設等の従事者のうち未接種の者
 - ・ 医療機関等で実習を必要とする医療系学生
 - ・ 県立学校教職員（県立高校、特別支援学校等）
 - ・ 警察職員
 - ・ 外国人県民
 - ・ その他公務に携わる者 など

- 当面は、岐阜圏域の会場（岐阜産業会館）において、高齢者向け優先接種の支援のほか、未接種の医療従事者、社会福祉施設等従事者などへの接種に活用する。

- 8月以降も基本的には継続的に設置することとし、西濃圏域（ソフトピアジャパン）など他圏域における設置についても引き続き検討する。

その際、医療系の学部を有する大学をはじめ、キャンパス、医療資源などの活用を申し出ていただける大学等における設置についても検討する。

(使用するワクチン)

- 原則として、モデルナ社製のワクチンを使用する。

③ 職域接種

- 企業・学校・団体・官公庁等における職域接種は、ワクチンの接種促進、構成員の健康管理に鑑み、積極的に推進する。
- 国では、現在、1,000人以上の従業員を有する企業（専属の産業医の選任が必要な企業）に対する職域接種の実施についての意思確認が行われているが、対象となる企業に対し、積極的な参加をお願いする。
- 対象となる業態、団体規模、ワクチン配分方式など職域接種に係る国の基本方針を勘案しつつ、該当する企業・学校・団体・官公庁等においては、職域接種の実施を積極的に検討する。（想定される業態は、「別紙3」6月3日付 文部科学省事務連絡抜粋のとおり）

（大学における接種）

- 大学等における接種に当たっては、教職員、実習を控えた学生（医療系、教育系、保育系など）、その他の医療系学生を優先的な接種対象者とすることが考えられる。
その際、大学間協力についても積極的に検討する。

（使用するワクチン）

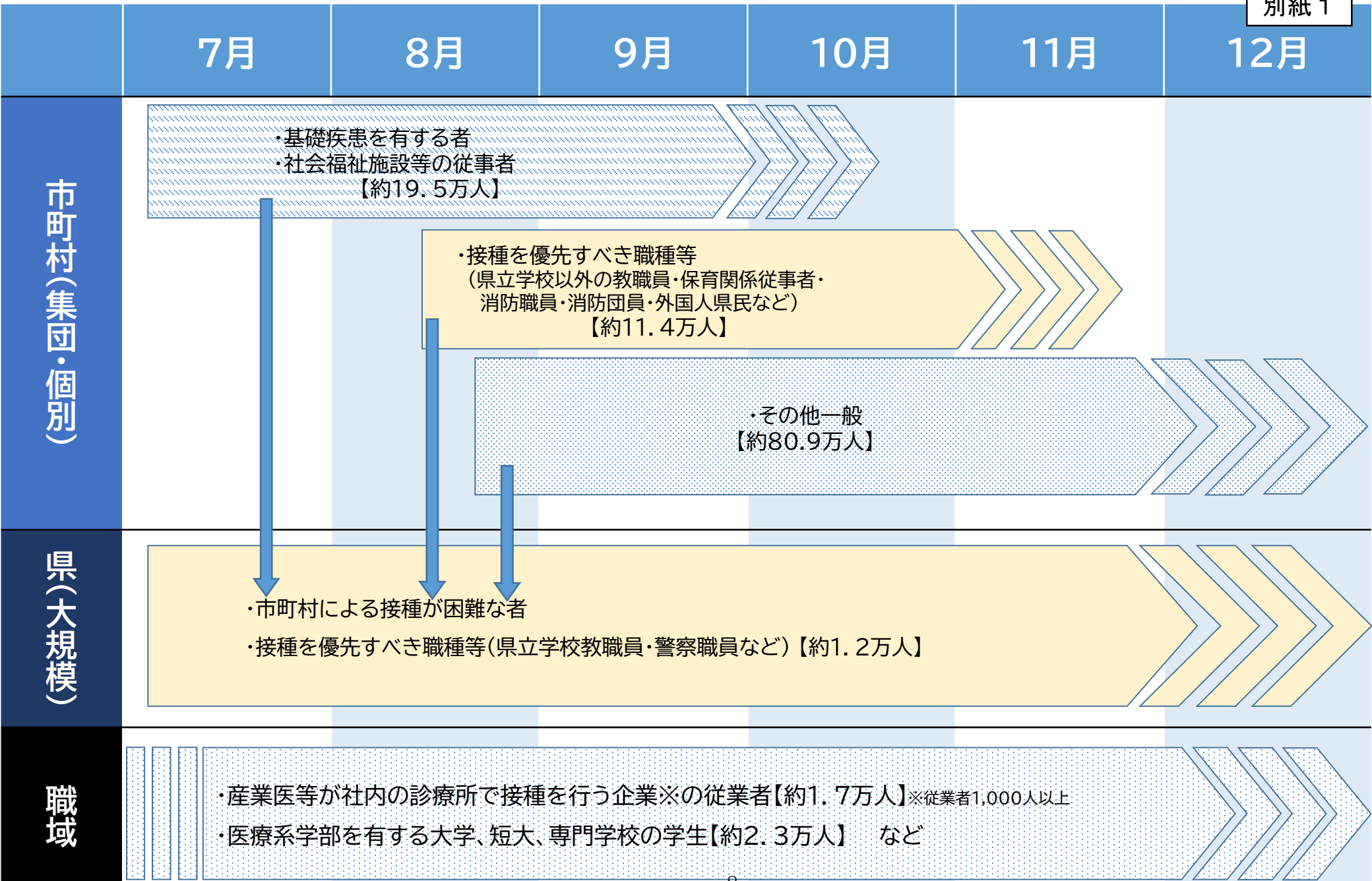
- 原則として、モデルナ社製のワクチンを使用する。

3. ワクチン供給量の決定

- ファイザー社製ワクチンについては、7月以降の国からの配分量、各市町村の供給希望量、各地域の接種体制及び感染状況を考慮しながら、各市町村への供給量を決定する。
- モデルナ社製ワクチンについては、供給を希望する大規模接種会場及び職域接種会場等の接種規模や接種状況に応じて、国においてワクチンの供給量が決定される。
- 以上に関し、8月以降の具体的なワクチン配分量と配分スケジュールを早期に提示するよう国に求める。

一般県民に対する接種対象者（約117万人）の接種時期

別紙1



基礎疾患を有する者

1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
 - ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - ・染色体異常
 - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

令和3年6月3日付文部科学省事務連絡抜粋
(新型コロナウイルス職域接種の要望確認について 別紙)

企業による職域接種のニーズが想定される業種のイメージ

○ 以下は、職域接種のニーズがあり、かつ、一定の規模が見込まれる業種のイメージであり、実際の職域接種はこれらの業種に限られるものではない。

警察庁：警備 等

総務省：郵政、放送（TV、ラジオ）、通信（NTT、携帯、ネット） 等

財務省、金融庁：金融機関、保険会社、JT、酒造 等

文科省：大学（学生、職員）、小・中・高校 等

厚労省：製薬、医薬卸、生活衛生業、（医療、介護） 等

農水省：農協、食品 等

経産省：製造（自動車・自動車部品、機械・電機電子、化学、ガラス、セメント、鉄・金属、金属加工、製紙、繊維、日用品、化粧品等）、エネルギー（電力、ガス）、貿易（商社）、情報（出版・印刷、コンテンツ、ゲーム、データ、広告代理店）、流通（スーパー、コンビニ、百貨店） 等

国交省：公共交通（鉄道、バス、航空、船舶、タクシー）、港湾、宿泊・旅行、運輸、建設、造船、住宅、不動産 等

環境省：廃棄物処理 等